

## 環境省の自然再生についての考え方・進め方

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 生態系の回復

- ・過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じ生態系の健全性を回復。
- ・人為的改変により損なわれる環境をその近くに創出する代償措置ではない。

#### (2) 対象地域：次のいずれかの区域を含む地域を対象

- ・希少野生生物が生息するなど地域を代表する自然生態系区域。
- ・生物多様性保全の観点から地域にふさわしい自然環境に再生する必要のある区域。
- ・改変の状況が顕著で社会的関心が高いなど自然再生の必要性、効果が高い区域。

#### (3) 再生計画の策定

- ・再生計画を策定し、円滑かつ効果的な自然再生事業の推進に資する。
  - ・計画策定に当たっては生態系の観点から詳細な科学的調査を実施。
  - ・きめ細かな再生手法及び管理手法を検討。
- (4) 順応的管理
- ・生態系に関する事前の十分な調査。
  - ・着手後も復元状況を常にモニタリングし、科学的評価を加え、フィードバックする。
  - ・必要に応じ事業内容を修正するという柔軟な対応。

#### (5) 慎重な取組

- ・生態系の健全性の回復には長時間が必要。
- ・回復プロセスの中で補助的に人の手を加えるとの姿勢。
- ・時間をかけて慎重に取り組む。

#### (6) 自然資源の活用等

- ・鉄やコンクリートではなく間伐材などの地域の自然資源を活用。
- ・機械より人力作業などきめ細かい丁寧な手法。

#### (7) 多様な主体の参画

- ・調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理まで、国、地方公共団体、専門家、地元住民、NPOボランティア等多様な主体の参画。
- ・自然再生事業の目標は、科学的、社会的情報を関係者が共有したうえで社会的合意を得ながら設定。

### 2. 進め方

#### 自然再生推進計画調査

自然再生事業の実施に向け、自然再生推進計画を策定し、円滑かつ効果的な自然再生事業の指針に資する調査。

#### 自然再生事業

関係省庁、関係地方公共団体、専門家、NPO等が連携し、植生の復元等を行うことにより、失われた自然を積極的に取り戻す事業。

#### (参考) 環境省が現在行っている「自然再生」施策

##### ・自然再生推進計画調査

サロベツ湿原（北海道；湿原）、大台ヶ原（奈良県・三重県；森林）、石西礁湖（沖縄県石垣島・西表島間；サンゴ礁）

##### ・自然再生事業

釧路湿原（北海道；湿原） 一別紙1-3

